

あり 6(16%) なし 19(51%) 不明 12(33%)

(24) 被災時におけるDMATの災害拠点病院の診療応援を災害拠点病院に周知しているか。

いる 30(88%) いない 2(6%) 不明 2(6%)

(25) 隣接都道府県間、もしくは所属する地方において複数の自治体との間でDMATの活用計画の有無。

あり 4(11%) なし 30(89%)

(26) 都道府県間・地方におけるDMATの活用計画の「あり」の場合の具体的な協定等の有無

あり 3(8%)

(27) 都道府県間・地方におけるDMATの活用計画「なし」の主な原因

1.自治体内DMAT協定未締結 9

2.話し合いの場が無い 9

3.協議中 3

(28) 消防とDMATの連携に関する具体的な記述の有無

あり 5(13%) なし 31(84%) 不明 1(3%)

(29) 消防とDMATの連携に関する協議の有無

あり 13(35%) なし 23(62%) 不明 1(3%)

(30) 消防とDMATの連携に関する協定の有無

あり 2(5%) なし 31(92%) 不明 1(3%)

(31) 緊急消防援助隊とDMATの連携に関する計画の有無

あり 1(3%) なし 35(94%) 不明 1(3%)

(32) DMATの知識、技術の維持のための継続訓練の必要性

あり 34(100%) なし 0(0%)

【災害拠点病院へのアンケート調査結果】(表2)

回答のあった災害拠点病院数は351(回収率63%)で、351病院のうちDMAT指定医療機関は198、数字は実数、()内は回答に対する実数の割合(%)である。

(1)DMAT研修終了後、職員の転勤・退職などの理由で、所属DMAT隊員数の減少はあるか？

あり 78 (35%)      なし 143 (65%)      無回答 130

(2)所属する都道府県が被災した場合、域外からのDMATが参集することを自施設職員に周知しているか？

いる 129 (43%)      いない 171 (57%)      無回答 51

(3)近隣の空港災害対応訓練に参加しているか？

いる 84 (27%)      いない 229 (73%)      無回答 38

(4)近隣の空港災害対応訓練にDMATは関与しているか？

(前問で「いる」と回答した84病院を対象)

いる 38 (46%)      いない 45 (54%)      無回答 1

(5)近隣の災害拠点病院の災害対応訓練に参加しているか？

いる 109 (37%)      いない 188 (63%)      無回答 54

(6)近隣の災害拠点病院の災害対応訓練にDMATが関与しているか？

(前問で「いる」と回答した109病院を対象)

いる 51 (48%)      56 (52%)      無回答 2

(7)中越沖地震に際し、DMATの派遣を実施したか？

した 33 (11%)      しない 256 (89%)      無回答 62

(8)中越沖地震に際し、DMATの派遣を実施しなかった理由

1 要請を受けたが派遣できる態勢ではなかった。(含:間に合わなかった。)

7 (3%)

2 自主派遣を考慮したが、派遣できる態勢ではなかった。

			11 (5%)
3 要請を受けなかったので、派遣を考慮しなかった。		96	(40%)
4 その他		126	(53%)
回答なし	111	(46%)	

(9) 前問で「その他」と回答した理由(自由記載)

DMAT がない	28 (24%)
当時は DMAT がなかった	15 (13%)
当時は DMAT チームが未熟だった	1 (1%)
非 DMAT のチームを派遣	18 (15%)
待機したが、派遣要請に至らなかった	42 (36%)
人的・物資的機能の不足	5 (4%)
赤十字としての活動が優先	3 (3%)
地理的な問題	2 (2%)
行政との派遣協定が未締結	2 (2%)
メンバーが不在だった	1 (1%)
回答なし	9

表3

【DMAT 四国地方隊員アンケート結果】

対象は四国地方の DMAT 隊員 135 名、回収率は 79%であった。

1. 第 1 回四国 DMAT 協議会は有意義であったでしょうか。

- ①大変有意義であった。36%
- ②まずまず有意義であった。64%
- ③あまり有意義でなかった。0%
- ④まったく有意義でなかった。0%

2. プログラムについて

- ①実習がもっと多いほうが良い。45%
- ②質疑応答時間がもっと多いほうが良い。1%
- ③各 DMAT 間での討論が多いほうが良い。46%

3. 同様の協議会を四国で継続することについて

- ①大変有意義であった。68%
- ②まずまず有意義であった。32%
- ③あまり有意義でなかった。0%
- ④まったく有意義でなかった。0%

4. 第 1 回四国 DMAT 協議会終了後、あなた DMAT 隊員としては何らかの動きをしましたか。

- ①院内の DMAT 隊員間で話し合いをもった。25%
- ②病院長などと DMAT の運営について話し合いをもった。16%
- ③院外の DMAT と話し合いをもった。9%
- ④県の災害対策担当者と話し合いをもった。12%
- ⑤他県の DMAT と話し合いをもった 7%
- ⑥DMAT 事務局に疑問点などを質問した。4%
- ⑦何かをする必要性を感じたが、具体的には何もしていない。27%

5. DMAT 研修受講後、災害医療に対するモチベーションを保つために何かをししましたか。

- ①具体的に何かをした 44%

- ②必要性は感じたが具体的には何もしていない 34%
- ③必要性を感じたが具体的に何をしたら良いのかがわからない 19%
- ④必要性を感じない 4%

6. 具体的に何をしましたか。

- ②院内職員、院外関係機関(消防、県庁職員など)を対象とした災害医療の啓発活動を。47%
- 3災害訓練、災害対策マニュアルの見直し 23%
- ④災害関係の研修会への参加。19%
- 5院内 DMAT の勉強会 8%

8.突然の災害発生時に DMAT としての活動について

<統括 DMAT について>

- ①統括 DMAT として活動する自信がある。4%
- ②なんとか統括 DMAT として活動できる自信がある。15%
- ③十分な統括 DMAT の活動は無理である。38%
- ④統括 DMAT の自信は全くない。42%

<個人 DMAT について>

- ①災害時に DMAT として活動する自信がある。10%
- ②災害時に DMAT としてある程度は活動する自信がある。29%
- ③災害時にはなんとか DMAT として活動できそうな気がする。49%
- ④災害時には DMAT として活動できないと思う。12%

9.DMAT 研修を受講して、今後の DMAT 活動における課題を挙げてください。

- ①DMAT 研修後の講習がない(再教育・更新コースなどが無い) 35%
- ②他県 DMAT との交流がない 17%
- ③消防、警察、県などとの交流がない 30%
- ④また、消防、警察、県などとの交流をもつための具体策がわからない 16%
- ⑤その他

10DMAT 研修を受講して、院内での課題を挙げてください。

- ①同じ院内の DMAT 隊員間での交流がない。9%

- ②院内でDMATの活動・役割が理解してもらえていない。41%
- ③院内でDMATの活動を理解してもらう手段がわからない。17%
- ④その他 33%

11.派遣(出動)に関して

ア. 院内の体制として(日常診療を考え)、災害時にすぐに出動可能ですか。

- ①はい 13%
- ②全員の出動は無理でも、数名は出動可能である。70%
- ③现阶段では、無理。17%

イ. 病院の理解、上司の理解は得られますか。

- ①はい 41%
- ②ある程度は得られる 59%
- ③全く得られない 0%

ウ. 病院長、県庁はDMATの出動基準(運用)を理解していると思いますか。

- ①理解している 40%
- ②ある程度理解している 57%
- ③全く理解していない 3%

エ. あなたがDMATとして出動した際に、あなたの病院内で後方支援をできますか。(後方支援を任せられる人的資材はありますか)

- ①十分可能。23%
- ②ある程度は任せられる人材がいる。44%
- ③充実する必要があると思っているが、現在は無理。34%
- ④必要なし 0%

## 参考資料 1 DMAT 運営要綱例

## (目的)

第1条 この要綱は、「当該都道府県」内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故（人為災害）（以下「災害等」という。）といった災害時に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修を受けた災害派遣医療チーム（以下「当該都道府県」DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

## (活動範囲)

第2条 「当該都道府県」DMATの活動範囲は、主に次の2種類とする。

- (1) 「当該都道府県」内外の災害等の被災地内での活動
- (2) 「当該都道府県」内外の災害等の被災地から搬送広域搬送等を実施する場合の被災地外での活動

## (活動内容)

第3条 「当該都道府県」DMATは原則、被災地内で以下の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。(現場活動)
  - (2) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。(病院支援)
  - (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行う。(域内搬送)
- 2 「当該都道府県」DMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に航空機などを用い患者搬送を行う。(広域医療搬送)
- 3 「当該都道府県」DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

## (指定等)

第4条 次の要件を満たす病院は、その旨を「当該都道府県」県知事（以下「知事」という。）に申し出る。

- (1) 病院として「当該都道府県」DMATを派遣する意志を持つ。
  - (2) 「当該都道府県」DMATの活動に必要な人員、装備を持つ。
- 2 知事は、前項の申し出を踏まえて適当と判断した場合には、当該病院を「当該都道府県」DMAT指定病院（以下、「指定病院」をいう。）として指定するとともに、指定病院との間に「当該都道府県」DMATの出動に関する協定を締結する。
- 3 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別記様式第1号）を交付する。

## (編成)

第5条 「当該都道府県」DMATは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、概ね医師1名～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名の計5名程度で編成する。1施設内でDMATを構成できない場合は「当該都道府県」内の他のDMAT隊員とともに「当該都道府県」DMATを構成する場合がある。

- 2 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、知事が指定する研修を受講した者を「当該都道府県」DMAT隊員として「当該都道府県」DMAT隊員登録者名簿（別紙様式第2号）に登録する。

- 3 「当該都道府県」DMAT 隊員は、知事が指定する研修を受講した者であることを基本とするが、研修等で十分に養成されるまでの間は、当該研修を受講していない指定病院の職員についても「当該都道府県」DMAT 隊員として認める。
- 4 知事は、「当該都道府県」DMAT 隊員の活動における事故等に対応するため、損害賠償保険に加入する。

(出動基準)

第6条 「当該都道府県」DMAT の出動基準は以下のとおりとする。

- (1) 県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2) 前号に定める場合のほか、県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、「当該都道府県」DMAT が出動し対応することが効果的であると認められる場合
- (3) 国あるいは他都道府県から「当該都道府県」DMAT の出動要請あった場合

(出動)

第7条 知事は、前条の出動基準に照らし、「当該都道府県」DMAT を出動し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して「当該都道府県」DMAT の出動を要請する。

- 2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、「当該都道府県」DMAT の出動が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い「当該都道府県」DMAT を出動させる。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に「当該都道府県」DMAT を出動させたときは、速やかに知事に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により知事が承認した「当該都道府県」DMAT の出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 5 知事は、「当該都道府県」DMAT の出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、「当該都道府県」DMAT の想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。
- 6 現場での活動が終了した後、指定病院の長は「当該都道府県」DMAT ・医療救護班活動記録報告書(別記様式第3号)により知事に報告する。

(待機要請)

第8条 知事は、災害等が発生し、第6条の出動基準に該当することが見込まれる場合、指定病院に「当該都道府県」DMAT の待機を要請する。

- 2 待機要請の手順は出動要請の手順に準じて行う。
- 3 次の場合に指定病院は、県からの要請を待たずに、DMAT 出動のための待機を行う。
  - (1) 「当該都道府県」県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
  - (2) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
  - (3) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
  - (4) 津波警報(大津波警報)が発表された場合
  - (5) 東海地震注意報が発表された場合
  - (6) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
  - (7) 「当該都道府県」DMAT が出動を要すると判断するような災害が発生した場合

(研修等)

第9条 指定病院の長は、「当該都道府県」DMAT隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

2 知事は、「当該都道府県」DMAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(連絡調整会議)

第10条 知事は、連絡調整会議を設置し、「当該都道府県」DMATの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

(その他)

第11条 その他「当該都道府県」DMATに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から運用する。

様式第1号

第 号

# 指 定 証

名 称

所在地

上記病院を「当該都道府県」DMAT指定病院として  
指定します。

平成 年 月 日

「当該都道府県」県知事

様式第3号

## 「当該都道府県」DMAT・医療救護班活動報告（引継書）

病院名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

出 動 者	医 師	
	看護師	
	その他	
活 動 期 間	①出動要請受信日時	年 月 日 ( 曜日 ) :
	②出動日時	年 月 日 ( 曜日 ) :
	③現場活動開始時間	年 月 日 ( 曜日 ) :
	④現場活動終了時間	年 月 日 ( 曜日 ) :
	⑤病院到着日時	年 月 日 ( 曜日 ) :
移 動 経 路	病院 →	
		→ 現地
現 場 の 概 況		
被 災 者 の 状 況		
傷 病 者 の 状 況		
ライフラインの復旧状況		
その他次期医療救護班等派遣に際して参考となる事項	(必要な薬品、機材、装備等留意すべき事項)	

※ この活動報告書は、当該 DMAT・医療救護班の活動内容を記録すると共に、次期 DMAT・医療救護班に状況を伝えるため作成するものです。

※ 逐次記入いただき、①次期 DMAT・医療救護班の出動前、並びに、②病院帰着後に下記の事務局あて FAX 願います。(FAX が使用できない場合は、当該内容を電話等で連絡願います。)

【連絡先】 健康福祉企画課 FAX 023-625-4294 TEL 023-630-3133  
(派遣元の病院にも同様の内容で報告してください。)

## 「当該都道府県」DMAT隊員登録者名簿

	所属病院	職	種	氏名	生年月日	研修終了年月日	登録年月日	登録番号	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

## 参考資料 2 DMAT 運用計画例

## 第 1 目的等

この計画は、「当該都道府県」DMAT 運営要綱（以下「運営要綱」という。）第 4 条第 2 項に基づき指定された「当該都道府県」DMAT 指定病院（以下「指定病院」という。）、当該都道府県が「当該都道府県」DMAT として指定した病院（以下「指定病院」という。）が、当該都道府県内における災害等の発生時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用等について定めるものである。

## 第 2 出動要請の手続き

- (1) 「当該都道府県」DMAT の派遣出動は、県からの出動要請を基本とするが、突発的な災害等の発生に的確に対応するためには、地域の消防機関等からの災害等の情報もしくは要請に基づき「当該都道府県」DMAT を出動させる場合も想定する必要がある、これを認める。ただし、この場合、指定病院は、「当該都道府県」DMAT を出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得なければならない。
- (2) 県及び消防機関等は、「当該都道府県」DMAT の出動に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。

## 第 3 出動要請の基本的な考え方

当該都道府県は、当該都道府県内で災害等が発生し、運営要綱第 6 条の出動基準に該当する場合は、被災地外又は被災地内の比較的被害程度の軽い地域であり、かつ、現地に速やかに到着できる地域の指定病院に対して「当該都道府県」DMAT の出動を要請する。ただし、状況により、同時に複数の「当該都道府県」DMAT の出動要請を行う場合や順次出動要請を行う場合もある。

## 第 4 統括「当該都道府県」DMAT

当該都道府県は、複数の「当該都道府県」DMAT の派遣要請を行う場合には、そのうちの一つを「統括「当該都道府県」DMAT」として指定し、「当該都道府県」DMAT の医療活動全般に係る統括を行う。

## 第 5 連絡体制等

- (1) 当該都道府県、各指定病院は、「当該都道府県」医療機関情報ネットワーク及び広域災害情報システム等を活用して「当該都道府県」DMAT の活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有をはかる
- (2) 当該都道府県は、必要に応じて、市町村、消防機関、日本赤十字社「当該都道府県」支部等に対して、情報を提供し、「当該都道府県」DMAT の活動の支援を要請する場合がある。

## 第 6 DMAT 派遣病院

「当該都道府県」DMAT を派遣した指定病院は、当該病院内に「DMAT 派遣本部」を設置し、以下の業務を行う。

- ・ 出動した「当該都道府県」DMAT の活動の把握及び必要な支援
- ・ 出動した「当該都道府県」DMAT から現地情報を収集

- ・ 収集した現地情報を県、国へ伝達
- ・ 「当該都道府県」県医療機関情報ネットワーク及び広域災害情報システムへの情報入力

## 第7 DMA T現地本部

- (1) 被災地内においてはDMATを統括調整する複数のDMAT現地本部が設置される場合がある。
- (2) 被災都道府県は、被災地外都道府県DMATの出動を要請した場合、被災状況を踏まえて適切な災害拠点病院等（以下「拠点病院」という。）に対して「DMAT現地拠点病院本部」の設置を依頼する場合がある。
- (3) DMA T現地拠点病院本部は、以下の業務を行う。
  - ・ 派遣したDMATならびに関係機関とともに被災情報の収集・伝達
  - ・ 各DMA Tの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援等）
  - ・ 必要な資機材の調達に係る調整
  - ・ 都道府県、市町村における医療対策本部等における関係機関との連絡調整
- (4) DMA T現地拠点病院本部以外に都道府県、市町村の医療対策本部内等においてもDMAT本部やDMATを統括する機能が設置される場合がある。
- (5) 「当該都道府県」DMA T及び他都道府県からの応援DMA Tは原則、DMA T現地本部に参集する。
- (4) 先着した「当該都道府県」DMA Tは、都道府県等と連携しDMA T現地本部の立ち上げを行い、当面の活動責任者（統括DMAT）となる。
- (5) 統括「当該都道府県」DMA Tが決定した場合には、速やかにDMA T現地本部の指揮権等を統括「当該都道府県」DMA Tに移譲し、その後は統括「当該都道府県」DMA Tの指示に基づき医療活動にあたる。活動期間によっては統括「当該都道府県」DMA Tを適切に交代する。
- (6) DMA T現地本部が設置されない場合には、「当該都道府県」DMA Tは、災害現場に最先着する機関（通常は消防機関）が設置する現地指揮本部の指揮下で活動することを基本とする。

## 第8 「当該都道府県」DMA Tの活動

- (1) 現場活動を担当する「当該都道府県」DMA Tは、被災地内で活動中の消防機関と連携し、トリアージ、緊急治療、搬送、閉鎖空間の医療（confined space medicine）等を行う。
- (2) 病院支援を担当する「当該都道府県」DMA Tは、被災地内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。
- (3) 域内搬送を担当する「当該都道府県」DMA Tは、DMA T現地本部に参集し、その本部の指示のもと、搬送時のトリアージを行うとともに、搬送中の医療活動を行う。

## 第9 広域医療搬送等

- (1) 県、厚生労働省及び関係省庁は、広域医療搬送拠点にSCU（ステージングケアユニット）を設置するとともに、広域医療搬送を担当するDMA Tを統括するSCU本部を設置し、統括「当該都道府県」DMA Tを置く。
- (2) 広域医療搬送の要請を受けた「当該都道府県」DMA Tは、SCU本部に参集し、その調整下で活動を行う。
- (3) SCU本部に参集した「当該都道府県」DMA Tは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
- (4) SCU本部は、以下の業務を行う。

- ・ 広域医療搬送に係る情報収集
- ・ 各DMATの活動調整
- ・ 輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
- ・ 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
- ・ 各SCU本部との連絡調整

(5) また、航空機内の医療活動を担当する「当該都道府県」DMATは、SCU本部の調整下に入り、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

#### 第10 後方支援（ロジスティック）

「当該都道府県」DMATは、移動、医薬品等の資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とするが、県、消防機関及び医療機関等は、「当該都道府県」DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り支援、調整を行う。

#### 第11 県の役割

「当該都道府県」危機管理部門、消防防災部門、及び健康福祉部門は、「当該都道府県」DMATの運用について以下の業務を行う。

- ・ 「当該都道府県」DMATの出動要請
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 指定病院等に対する「当該都道府県」DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
- ・ 搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供

#### 附 則

この計画は、平成 年 月 日から運用する。

## 参考資料 3 DMATの出動に関する協定書例

当該都道府県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇病院（以下「乙」という。）とは、当該都道府県DMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

## （出動要請等）

- 第2条 甲は、運営要綱に基づき、当該都道府県DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して当該都道府県DMATの出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、当該都道府県DMATの出動が可能と判断したときには、当該都道府県DMATを出動させるものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に当該都道府県DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した当該都道府県DMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

## （指揮命令系統等）

- 第3条 当該都道府県DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
- 2 当該都道府県DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、当該都道府県DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

## （活動）

- 第4条 当該都道府県DMATは原則、被災地内で以下の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等を行う。（現場活動）
  - (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行う。（域内搬送）
  - (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。（病院支援）
- 2 当該都道府県DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に搬送を行うものとする。（広域医療搬送）
- 3 当該都道府県DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
4. 甲と乙は当該都道府県医療機関情報ネットワーク及び広域災害情報システム等を活用しつつ情報を共有し、当該都道府県DMATの活動の後方支援を行う

## （費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた当該都道府県DMATが、運営要綱第3条に定める活動を実施

した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

- (1) 当該都道府県DMATが携行した医薬品等使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた当該都道府県DMATが、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 当該都道府県DMAT出の待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた当該都道府県DMATの隊員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急処置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例(昭和37年12月25日当該都道府県条例第66号)」に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた当該都道府県DMATの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 当該都道府県当該都道府県住所  
当該都道府県知事名

乙 当該都道府県住所  
〇〇〇〇病院長名

参考資料4 都道府県間の防災協定

区域	応援協定等の名称	構成都道府県	締結年月日
全国	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	平成8年7月18日
北海道・東北	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	平成7年10月31日
関東	関東1都9県 震災時等の相互応援に関する協定	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	平成8年3月26日
	7都県市 災害時相互応援に関する協定	東京、千葉、埼玉、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市	平成8年5月15日 (既存協定見直し)
	中部9県1市 災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、名古屋	平成7年11月14日 (既存協定見直し)
中部・北陸	新潟県・群馬県 災害時の相互応援に関する協定	新潟、群馬	平成7年7月11日
	新潟県・長野県 災害時の相互応援に関する協定	新潟、長野	平成7年7月11日
	新潟県・富山県 災害時の相互応援に関する協定	新潟、富山	平成7年8月24日
	石川県・岐阜県 災害時の相互応援に関する協定	石川、岐阜	平成7年8月9日
	北陸三県 災害時の相互応援に関する協定	石川、富山、福井	平成7年10月27日
	岐阜県・福井県 災害時の相互応援に関する協定	岐阜、福井	平成7年10月6日
	石川県・新潟県 災害時の相互応援に関する協定	石川、新潟	平成8年1月9日
近畿	近畿2府7県 震災時等の相互応援に関する協定	大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山、福井、三重、徳島	平成8年2月20日
	紀伊半島三県 災害時等相互応援に関する協定	三重、奈良、和歌山	平成8年8月2日
	兵庫県・岡山県 災害時の相互応援に関する協定	兵庫、岡山	平成8年5月31日
	兵庫県・鳥取県 災害時の相互応援に関する協定	兵庫、鳥取	平成8年5月31日
中国	中国5県 災害時の相互応援に関する協定	鳥取、島根、岡山、広島、山口	平成7年7月13日
	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	平成7年10月20日
九州	九州・山口9県 災害時相互応援協定	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、山口	平成7年11月8日
その他	原子力災害時の相互応援に関する協定	北海道、青森、宮城、福島、茨城、新潟、石川、福井、静岡、京都、島根、愛媛、佐賀、鹿児島	平成13年1月31日

(出典) 総務省消防庁「地方防災行政の現状」(2001)等をもとに国土交通省国土計画局作成

参考資料5 第2回 DMAT東北地方研修会プログラム

日 時 : 平成19年8月11日(土) 13時から17時頃まで  
会議後に会費制の意見交換会を予定します

場 所 : 仙台市医師会館(仙台市急患センター)  
仙台市若林区舟丁64-12 (TEL:022-227-1531)

1. 議事 (13:00-14:10)

(1) 平成19年内閣府広域搬送実働訓練について (約5分)

DMAT事務局 国立病院機構国立災害医療センター 楠 孝司

(2) 広域災害医療情報システムEMISの改訂について (約10分)

日本医科大学高度救命救急センター 近藤久禎

(3) 山形県における防災部門と医療部門の連携状況 (約10分)

(DMAT運用要綱、運用計画、協定書などについて)

山形県健康福祉部健康福祉企画課 地域医療対策主査 高梨和永  
山形県総務部危機管理室総合防災課 防災担当 岩月広太郎

(4) 東北地域DMAT連絡調整網について (約10分)

山形県立救命救急センター 森野一真

(5) 消防との連携について (約10分)

日本医科大学高度救命救急センター 近藤久禎

(6) 平成19年7月海上保安庁合同訓練報告 (約10分)

国立病院機構仙台医療センター 山田康雄

(7) その他

(休憩 14:10-14:25)